

「データを活用した子どもの運動・スポーツに対する意識向上に関する調査研究委託」  
受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、教育委員会事務局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下「選定要綱」という。）第8条第1項第4号の規定に基づき、「データを活用した子どもの運動・スポーツに対する意識向上に関する調査研究委託」の受託候補者をプロポーザル方式により選定する場合の手続き等必要な事項について、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 業務実施体制
- (3) 業務実施方針
- (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績
- (2) 業務実施体制
  - ア 業務実施体制の妥当性
  - イ 関係機関との連携体制の妥当性
- (3) 業務実施方針
  - ア 業務に対する考え方の妥当性
  - イ 業務実施手法の妥当性

- ウ 業務実施手法の革新性
- エ 業務実施工程（スケジュール）の妥当性

(4) ヒアリング

- ア 取組意欲
- イ 理解度・専門技術力

- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
  - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
  - (3) 評価の集計及び報告
  - (4) ヒアリング
- 2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。
    - 委員長 教育委員会事務局 教育DX推進部教育DX推進課長
    - 副委員長 教育委員会事務局 学校教育部学校経営支援課イノベーション担当課長
    - 委員 教育委員会事務局 教育政策統括部教育政策推進課担当係長
    - 委員 教育委員会事務局 教育政策統括部生涯学習文化財課生涯学習係長
    - 委員 教育委員会事務局 学校教育部学校経営支援課担当係長
  - 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
  - 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席をもって成立する。ただし、書類審査については、評価結果の書類の提出をもって出席とみなすことができる。
  - 5 委員長は、評価結果を教育委員会事務局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の通知)

第6条 第4条第4項により特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

附則

この要領は、令和7年6月4日から施行する。